

和歌山県建設業界技術力向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の建設企業等に所属する技術者の技術力向上に取り組む団体を支援し、公共工事の品質を確保し、良質な社会資本の整備に資することを目的に、講習会等開催事業及び資格取得講習会等技術者参加事業を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県内の建設企業等 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 和歌山県建設工事入札参加資格を有し、和歌山県内に主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）を有する者
イ 和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格を有し、和歌山県内に住所又は本店を置く者

(2) 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。

(3) 一般社団法人等 一般社団法人又は一般財団法人をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、建設業を主として営む公益法人又は特例民法法人から移行した一般社団法人等のうち和歌山県内に主たる事務所を置く団体又は20者以上の県内の建設企業等で構成される団体（以下「補助対象団体」という。）が行う次に掲げる事業とする。ただし、国、県その他の公的機関から既に補助金等の交付又は支援を受けている事業については、この補助金の交付の対象とならないものとする。

(1) 講習会等開催事業

補助対象団体が、県内の建設企業等に所属する技術者の技術力向上のために、当該技術者を対象に自ら主体となって講習会等を実施する事業（年間20名以上が参加するものに限る。）

(2) 資格取得講習会等技術者参加事業

補助対象団体が、県内の建設企業等に所属する技術者に次に掲げる資格を取得させるために、公益法人、特例民法法人から移行した一般社団法人等又は公共法人が主催する講習会等へ当該技術者を参加させる事業（年間20名以上を参加させるもので、かつ知事が認めるものに限る。）

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監理技術者となり得る1級国家資格

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく1級建築士

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助事業における補助対象経費は、別表第1に掲げる経費であつて知事が必要かつ適當と認めるものとし、補助率及び補助限度額は次のとおりとする。

補助対象事業	補助率	補助限度額
講習会等開催事業	2分の1以内	25万円以内
資格取得講習会等技術者参加事業	2分の1以内	1人当たり5千円以内 かつ1団体当たり 15万円以内

（交付申請書の添付書類の様式等）

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1）事業計画書（別記第1号様式）

（2）収支予算書（別記第2号様式）

（3）役員等名簿（別記第3号様式）

（4）その他参考となる資料

2 補助金等交付申請書は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

3 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第4条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たっては、講習会等開催事業の完了により受講料等収入がある場合は、これを補助対象経費から減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において受講料等収入が明らかでないものについては、この限りでない。

2 知事は、規則第5条の規定に基づく補助金の交付の決定に当たっては、前項の規定により受講料等収入を減額して交付申請がなされた場合は、これを審査し、適當と認めたときは、当該受講料等収入を減額するものとする。

3 知事は、第1項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合は、受講料等収入について、補助金の額の確定に当たって減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うもの

とする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ和歌山県建設業界技術力向上支援補助金補助事業変更承認申請書（別記第5号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）及び変更後の収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、当該事業費の額の20%以下の経費の配分の変更とする。

(補助金の変更交付申請)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、補助金の変更交付を申請しようとするときは、和歌山県建設業界技術力向上支援補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）及び変更後の収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前条の和歌山県建設業界技術力向上支援補助金補助事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ和歌山県建設業界技術力向上支援補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに和歌山県建設業界技術力向上支援補助金補助事業遅延等報告書（別記第8号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から要求があった場合は、速やかに和歌山県建設業界技術力向上支援補助金補助事業遂行状況報告書（別記第9号様式）を知事に

提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第13条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第10号様式）
- (2) 収支決算書（別記第11号様式）
- (3) その他補助事業の完了を証する資料

2 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助事業の実施期間内において会計年度が終了したときは、その完了し、又は終了した日から15日以内に実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理しつつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 規則第18条第1項及び第2項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とする。

(書類の提出部数)

第16条 規則又はこの要綱により提出が必要とされている書類の提出部数は1部とする。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別表第1（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
講習会等開催事業	謝金	講師謝金
	旅費	講師旅費
	庁費	会場等借上料、印刷製本費、教材費
	委託費	事業の一部を委託する経費
資格取得講習会等 技術者参加事業	庁費	受講料、教材費